

ご旅行条件書(要約)：お申し込みの際はご旅行条件書(全文)を必ずお読みください。

※ここに記載した旅行条件は当社旅行条件の一部です。ここに定めなき事項は別途お渡しする旅行条件書、最終日程表、並びに当社旅行約款によるものとします。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社 ism [千代田区九段南3丁目4-5フタバ九段ビル2階/観光庁長官登録旅行業第1749号] (以下「当社」といいます)が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

2. 旅行の申込みと旅行契約の成立

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金をそえてお申送ください。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれに一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金 (お1人様)
旅行代金が30万円以上	100,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	旅行代金まで

旅行契約は、当社が締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。

(2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社らお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。申込書と申込金は当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に提出ください。この期間内にご提出のない場合、申込みは無かったものとして取扱います。

3. 旅行代金のお支払い

旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金をお支払いください。

4. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。
- 旅行日程に明示した観光料金(バス・ガイド料金、入場料金)。
- 旅行日程に明示した宿泊料金および税・サービス料(パンフレット等に特に記載がない限り1部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)。
- 旅行日程に明示した食事料金および税・サービス料金。

※旅行費用はおお客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- クリーニング代、電報・電話料、ホテルの従業員に対する心づけ、その他追加飲食費など個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料。
 - お客様の希望により1人部屋を使用される場合の追加代金
 - 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費・宿泊費。

6. 旅行契約の解除

お客様は下記に定める取消料を払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

当社の責任とならない渡航手続等の事由による取消の場合も所定の取消料をいただきます。(代金のお支払い及び取消料・変更料(取消・変更料は旅行開始の前日から起算します。))

区 分	取消料
イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあつては10日目)に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の20%以内
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ、旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ、旅行開始日当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ、旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注：取消料の金額は契約書面に明示します。

※上記以外のご旅行条件については、当社の主催旅行契約約款によります。旅行契約成立後、グループ内一部のお客様のご都合で旅行を取消される場合には、お一人様につき上記の取消料をいただきます。又、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

7. 旅行の取り消し(旅行契約の解除)

次に挙げる場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。

- 天災地変、戦乱、官公署の命令、その他不可抗力の事由により旅行実施が不可能になった場合
- 最少催行人員に満たない場合

※旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を連絡いたします。

- 旅行代金が期日まで入金のない場合、参加をお断りすることがあります。
- 当社があらかじめ旅行参加条件を示した場合でお客様がそれを満たさないとき。

8. 当社の責任および免責事項

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円を限度(故意・重過失がある場合を除く)といたします

(荷物に關する損害賠償は損害発生後14日以内にお申し出があった場合に限りです)。ただし次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

9. 特別補償

当社はおお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金および見舞金を支払います。現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食糧品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はいたしません。特別補償は事故による傷害治療費用、病状による死亡・治療費用、賠償責任、救済費用等には一切適用できません。

10. 旅程保証

旅行日程にご旅行条件書22項の重要な変更が行われた場合は、その約款規定によりその変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、1旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

11. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2018年4月1日を基準としています。また、旅行代金は2018年4月1日現在有効な航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

12. ご案内とご注意

※最終日程表の送付について宿泊ホテル及び利用航空便・現地における当社の連絡先などを明示した最終旅行日程表は、旅行代金全額の入金確認できた後、出発の10日前を目安に送付いたします。なお、最終案内書がお手元に届きましたら、内容をよくご確認の上予約確認書と異なる点がありましたら必ずご連絡ください。

13. 個人情報取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様さまの連絡や運送・宿泊機関・土産品店等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用していただくことがあります。また、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関・土産品店等及び手配代行者に対し提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報への提供についてお客さまに同意いただくものとします。

14. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を派乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。

(2) ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(3) 本項3の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じて、当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

旅行企画・実施 (国土交通大臣登録旅行業第1749号)

株式会社 ism お問い合わせ、お申し込み

TEL:03-5214-0064/FAX:03-5214-0062

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目4-5 フタバ九段ビル2階

E-mail:info@japanism.co.jp

営業時間 平日 9:30~18:30 (土・日・祝祭日は休み)

http://satoyama-tokyo.com

担当：板倉・鈴木・山地



総合旅行業務取扱管理者 板倉 知一

※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取り責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡ください。